

食品の営業許可申請をする人のために（製造業）

○食品営業許可とは

飲食店のように調理をする営業、

菓子屋、豆腐屋、漬物屋のように製造をする営業、

魚介類、食肉のように加工を伴い食品を販売する営業

を行う際には、

食品衛生法に基づく「食品営業許可」が必要です。

許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は営業届出も行う必要があります。

食品衛生法による許可業種（32業種）			★は一部食品に成分規格及び製造・加工・保存・調理基準あり ☆は成分規格又は保存基準あり
1 飲食店営業	★	13 乳製品製造業	★
2 自動販売機による営業	★	14 清涼飲料水製造業	★
3 食肉販売業	☆	15 食肉製品製造業	★
4 魚介類販売業	★	16 水産製品製造業	★
5 魚介類競り売り営業		17 氷雪製造業	☆
6 集乳業		18 液卵製造業	★
7 乳処理業	★	19 食用油脂製造業	
8 特別牛乳搾取処理業	★	20 みそ又はしょうゆ製造業	
9 食肉処理業	☆	21 酒類製造業	
10 食品の放射線照射業	★	22 豆腐製造業	★
11 菓子製造業	★	23 納豆製造業	
12 アイスクリーム類製造業	★	24 麺類製造業	★
		25 そうざい製造業	
		26 複合型そうざい製造業	☆
		27 冷凍食品製造業	★
		28 複合型冷凍食品製造業	★
		29 漬物製造業	
		30 密封包装食品製造業	★
		31 食品の小分け業	
		32 添加物製造業	★

※26、28複合型：HACCPに基づく衛生管理を行う場合でそうざい又は冷凍食品と併せて食肉処理、菓子製造、水産製品（魚肉練り製品を除く）、麺類製造に係る食品を製造できます。

※.....は取り扱う品目によって食品衛生管理者が必要です。

（例）

11 菓子製造業

- ・生菓子、焼き菓子、揚げ菓子、蒸し菓子、チョコレート類など菓子の完成品を製造する営業です。
- ・客が購入したパンに飲料を添えて、施設内で提供することができます。

コーヒー、紅茶や既製飲料を注ぐ以外の調理提供については飲食店営業の許可が必要です。

- ・調理パンの製造ができます。
- ・あん類、もちの製造ができます。

15 食肉製品製造業

- ・ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（食肉製品）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業です。

16 水産製品製造業

- ・魚介類その他の水産動物若しくはその卵（水産動物等）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該製品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業です。
- ・わかめなどの海藻の製造・加工は含まれません。
- ・魚介類販売業が含まれます。

25 そうざい製造業

- ・通常副食物として供される煮物、焼物、揚げ物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品（弁当、サンドイッチ）を製造する営業です。
- ・そうざい半製品を製造する営業も含まれます。

○営業許可申請の流れ

事前相談 (着工前)	営業施設の平面図を持って、事前にご相談ください。 営業の内容によって施設や設備の基準が異なります。 用途地域の確認 営業施設が、施設所在地の用途地域に適合するかご確認ください。 用途地域は「にいがた e マップ」で確認いただけます。 担当窓口：新潟市 建築行政課 025-226-2849 市街化調整区域では関係機関の許可が必要になる場合があります。 担当窓口：各区建設課まちづくり担当 ・ 北区 建設課まちづくり担当 025-387-1435 ・ 東区 建設課まちづくり担当 025-250-2630 ・ 中央区 建設課まちづくり担当 025-223-7410 ・ 江南区 建設課まちづくり担当 025-382-4738 ・ 西区 建設課まちづくり担当 025-264-7670 ・ 南区 建設課まちづくり担当 025-372-6490 ・ 秋葉区 建設課まちづくり担当 0250-25-5691 ・ 西蒲区 建設課まちづくり担当 0256-72-8507 その他の法令については事前に関係機関にご相談ください。										
申請書等の提出 (～検査希望日 1 月前)	申請書類に手数料を添えて提出してください。 その際、営業施設の検査日を決めます。 申請書類 1, 営業許可申請書 HACCP に沿った衛生管理を実施してください。 食品衛生責任者を設置してください。 食品衛生責任者に必要な資格 1：栄養士，調理師，製菓衛生師などの資格を有する者 2：食品衛生監視員，食品衛生管理者の資格取得要件を満たす者 3：食品衛生責任者養成講習会受講修了者 4：認定証書を交付された者 ※資格がない場合は、食品衛生責任者養成講習会の申し込みが必要 2, 施設の構造及び設備を示す図面（営業施設の概要） 3, 添付書類（該当する場合のみ） 水道水以外の水（井戸水等）を使用する場合は「水質検査成績書」 手数料（現金・クレジットカード） 新潟市食品衛生法施行条例で定められており、業種によって異なります。 <table><tr><td>菓子・アイス・漬物製造業など</td><td>新規</td><td>21,000 円</td><td>更新</td><td>18,000 円</td></tr><tr><td>そうざい・食肉製品製造業など</td><td>新規</td><td>23,000 円</td><td>更新</td><td>19,000 円</td></tr></table> その他業種の手数料はお問い合わせください。 HACCP の考え方を取り入れた 衛生管理のための手引書 	菓子・アイス・漬物製造業など	新規	21,000 円	更新	18,000 円	そうざい・食肉製品製造業など	新規	23,000 円	更新	19,000 円
菓子・アイス・漬物製造業など	新規	21,000 円	更新	18,000 円							
そうざい・食肉製品製造業など	新規	23,000 円	更新	19,000 円							
施設の検査	営業者立ち合いのもと施設基準の確認検査を実施します。 その際に施設が基準（施設基準）に適合していれば営業が可能になります。 不備事項については改善し、後日、再検査をうける必要があります。										
営業許可書の交付 (検査約 1 月後)	施設検査の約 1 月後に、営業許可書を交付します（原則、窓口交付）。 交付時は、検査終了時に渡す「引換書」をお持ちください。 交付された「営業許可書」は、営業施設内に掲示が必要です。										

○施設基準（製造業）

以下に記載するものは例です。

各施設、営業形態により下記の例とは異なる場合がありますので、事前にご相談ください。

1-1 共通基準

- ▶ 換気が適切にできる構造又は設備
 - ▶ 給排水設備
 - ▶ 洗浄設備（食品等の洗浄用）
 - ▶ 流水式手洗い設備（洗浄・消毒剤付き）
- 用途ごとに水栓（首振りNG）、受けが必要
- ▶ **注** 手洗い設備の水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること
- ▶ 原材料保管設備（冷蔵設備で可）
 - ▶ 洗浄剤・殺菌剤保管設備
 - ▶ 廃棄物容器
 - ▶ 掃除用具の設置と保管場所、作業内容の掲示設備
 - ▶ トイレ（製造室外、専用の流水式手洗い設備付き）
 - ▶ 更衣場所

製造室内の手洗い水栓 例

▶ センサー式

▶ レバー式



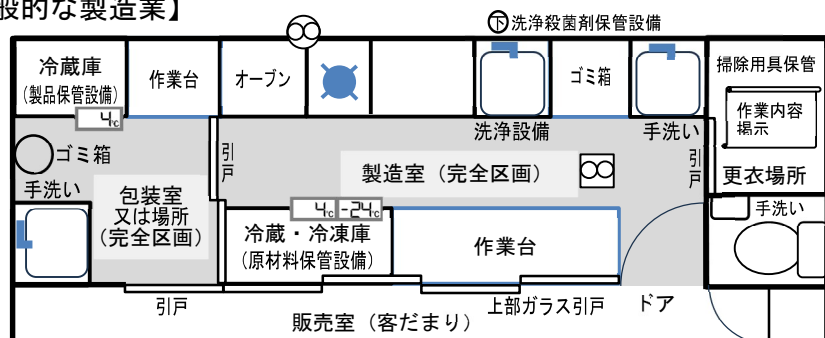
1-2 個別基準

製造業種によって異なります

2 必要に応じて

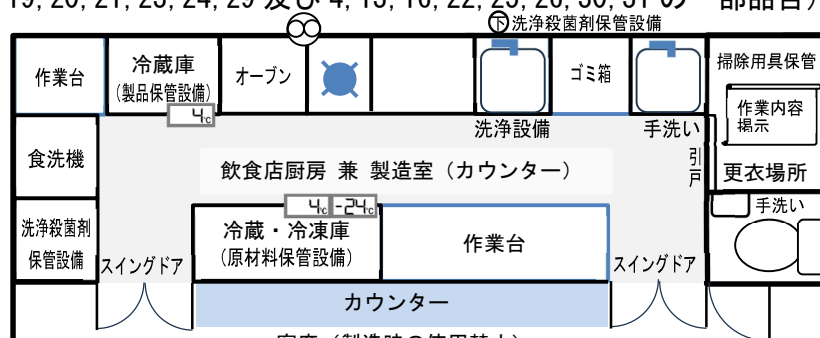
- ▶ 冷蔵設備（温度計）
- ▶ 給湯
- ▶ 加熱殺菌等の設備（温度計）
- ▶ 添加物専用保管設備（場所）

【一般的な製造業】



【飲食店営業（カウンタータイプ）と兼業する場合】

（11, 19, 20, 21, 23, 24, 29 及び 4, 13, 16, 22, 25, 26, 30, 31 の一部品目）



注：客席以外の部分とは壁で仕切られていること

4 その他

- ▶ 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない場所と壁などで仕切られていること。
 - ▶ 自宅の台所と共用不可
 - ▶ 原則、製造室・包装室は壁で区切られた区画（完全区画）となっていること
 - ▶ 菓子製造業の飲料を注ぐ区画、アイスクリーム類製造業の盛付する区画：カウンターでも可
 - ▶ 一部業種：下記を満たせば、飲食店営業（カウンタータイプ）と同一厨房とすることができる
 - ▶ 客席（又は客だまり）以外の部分とは壁などで仕切られていること（フードコートNG）
 - ▶ 製造時は、利用客を客席（客だまり）に入れないこと（営業時間中の製造NG）
 - ▶ 客席を食品取扱場として使用しないこと
- ▶ 床、壁、天井は清掃しやすい構造。床と壁（床面から1メートル程度）は耐水性であること。
- ▶ ねずみや昆虫の侵入を防ぐ設備があること。
- ▶ 食品取扱場は100ルクス程度の明るさであること。

○許可取得後に必要な手続

手続が必要な場合	届出の名称	添付書類など
営業をやめた	廃業届	食品営業許可書
営業施設を改装する，増改築する	必ず，事前に保健所にお問い合わせください。	
営業施設が移転する	廃業届 移転先で新規営業許可申請	食品営業許可書
申請者が変わる （相続，法人の合併・分割）	個人：相続による地位の承継届出 法人：合併・分割による地位承継届出	個人：戸籍謄本，同意書 改正原戸籍
申請者が変わる （事業譲渡※）	地位承継届	譲渡が行われたことを 証する書類（契約書等）
申請者が変わる （相続，合併・分割，事業譲渡以外）	廃業届 変更後の申請者で新規営業許可申請	食品営業許可書
申請者（個人）の住所，名字が変わる	営業許可申請書・営業届出の変更届	なし
申請者（法人）の名称，所在地， 代表者が変わる		
食品衛生責任者が変わる		資格の免許証等
30日以上休業・営業を再開するとき	休業・復業届	
営業許可を更新したい	食品営業許可申請（更新） 食品営業許可の有効期限は概ね5年間です。 許可更新案内が施設宛に届きますので，案内に従って手続きをしてください。	

※譲渡した場合，営業における衛生管理に関する一義的な責任は譲受人にあります。

- ・各手続きの受け付けは，窓口やFAX，郵便，一部電子申請（e-NIIGATA）でも受け付けています。
- ・用紙は長期保存が可能なものをご使用ください。
- ・書類の作成にあたっては，えんぴつや消せるボールペン等の筆記具は使用しないでください。

○その他の注意事項

- ・情報公開（提供）請求があった場合，新潟市情報公開条例第15条第2項に基づき，営業許可書に記載される事項及び営業所の電話番号を公開します。
- ・なお，営業者が法人の場合は，法人の名称，所在地，代表者，電話番号も公開します。

○相談窓口

新潟市保健所 食の安全推進課

〒950-0914
新潟市中央区紫竹山3-3-11
新潟市総合保健医療センター3階
電 話：025-212-8226
FAX：025-246-5673
メール：shokuanzen@city.niigata.lg.jp

ホームページ



メールアドレス



新潟市保健所 食品

検索